

第68回北海道・東北ブロック民俗芸能大会に係る会場設営・運営及び  
映像作成・広報業務委託事業者募集要領

1 事業の目的

東日本大震災、福島第一原子力発電所の事故、少子化やコロナの影響などから、民俗芸能の継承が危ぶまれている団体等に対し発表の場を提供し、民俗芸能継承の意欲を高めてもらう。北海道・東北地区の民俗芸能を広く一般に公開し、その価値を周知するとともに、福島県と北海道・東北地区に残る伝統ある民俗芸能を共有することで、無形民俗文化財がさらに発展し、地域振興等に寄与することを願うものである。

2 業務名

第68回北海道・東北ブロック民俗芸能大会に係る会場設営・運営及び映像作成・広報業務委託

3 業務概要

けんしん郡山文化センター（郡山市）で開催される第68回北海道・東北ブロック民俗芸能大会に向け、広報物の制作・発信、リハーサル及び大会当日の会場設営及び運営、出演団体へのアテンド等を行うもの。また、芸能披露の様子を撮影し、映像及び記録集の編集を行うもの。

4 業務仕様

別紙「第68回北海道・東北ブロック民俗芸能大会に係る会場設営・運営及び映像作成・広報業務委託仕様書（案）」のとおり。なお、具体的な手法については、企画提案書の選定後に、提案内容を反映して決定し、仕様書を作成する。

5 委託期間

委託契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

6 見積限度額

5,566,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

※提案された企画を実施するために必要となるすべての経費を含む。

7 参加資格

企画提案書を提出する者に必要な資格は次のとおりである。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申し立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申し立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）ではないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次

に掲げる者でないこと。

ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(5) 県税を滞納している者でないこと。

(6) 消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

## 8 実施のスケジュール（案）

以下のとおり

日 時	内 容
令和8年6月12日（金）	公募開始
令和8年6月17日（水）正午まで	質問書の提出期限
令和8年6月19日（金）17時まで	質問書への回答
令和8年6月25日（木）17時まで	参加申込書の提出期限
令和8年7月 1日（水）17時まで	企画提案書等の提出期限
令和8年7月 3日（金）～ 7日（火）	企画提案書の書面審査
令和8年7月10日（金）予定	書面審査結果の通知
令和8年7月23日（木）予定	契約締結

## 9 手続きに関する事項

### (1) 質問の受付

質問については、以下により受け付ける。

ア 提出書類：プロポーザル方式募集要領等に関する質問書（様式第1号）

イ 提出期限：6月17日（水）正午まで（必着）

ウ 提出方法：郵送、持参、FAX又は電子メールによる

エ 回答方法：質問への回答は、競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがあるものを除き、6月19日（金）17時までに文化財課のホームページに掲載する。

### (2) 参加申込

プロポーザルに参加する意思のある者は、以下により必要書類を提出すること。なお、この提出がない者の企画提案は受け付けない。

ア 提出書類：第68回北海道・東北ブロック民俗芸能大会に係る会場設営・運営及び映像作成・広報業務委託プロポーザル参加申込書（様式第2号）

イ 提出期限：令和8年6月25日（木）17時まで（必着）

- ウ 提出方法：郵送、持参、FAX又は電子メールによる
- (3) 企画提案書等の提出  
プロポーザルに参加する意思のある者は、参加申し込みを行った上で、以下により必要書類を提出すること。
- ア 提出書類：①企画提案書（記載内容については10のとおり）  
②会社概要（様式第3号）  
③業務実施体制書（様式第4号）  
④定款の写し（法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規則に相当するもの。）
- イ 提出部数：①～③…7部、④…1部
- ウ 提出期限：令和8年7月1日（水）17時まで（必着）
- エ 提出方法：郵送又は持参（なお、①企画提案書については、電子版も併せて提出すること）
- (4) 提出先  
各書類の提出先は、「15 問い合わせ先及び提出先」とする。なお、提出後における企画提案書等の内容変更、差替え又は再提出は認めない。

## 10 企画提案書の記載内容等

- (1) 記載内容  
以下の「提案1」から「提案3」までを記載すること。なお、企画提案書等はA4版で作成すること。
- 提案1：業務実施方針や業務全体のコンセプトについて  
本大会は、北海道・東北地区の芸能団体が一堂に会し、郷土色豊かな民俗芸能を披露する場であり、各地域の歴史や文化の相互理解の機会である。この貴重な体験を多くの来場者と共有できるよう、より多くの来場者を獲得するためのコンセプトを具体的に説明すること。
- 提案2：事業の取組内容
- ア 別紙「第68回北海道・東北ブロック民俗芸能大会に係る会場設営・運営及び映像作成・広報業務委託仕様書（案）」に基づき提案すること。  
（例）ステージ及び舞台・観客席のレイアウト案、チラシ・パンフレット・ポスターのデザイン・紙面構成案、会場設営・運営案、来場者数確保のための企画案など
- イ その他、本事業の目的を達成するために必要な取り組みがあれば、提案すること。
- 提案3：積算見積書  
それぞれの業務に関して、費目ごとの内訳がわかるように記載すること。
- (2) 様式  
様式は任意とする。（A4版で作成すること）
- (3) 費用負担  
企画提案書に要する費用は全て提案者の負担とする。

## 11 企画提案書の評価基準等

- (1) 選定方式  
公募型プロポーザルの選定方式により、各参加者からの企画提案を受け、これ

を総合的に評価し、業務委託予定者を選定する。

(2) 書面審査の結果の通知

書面審査結果については、企画提案書を提出した参加者全員に対して書面で通知する。(令和8年7月10日(金)予定)

(3) 評価基準及び配点

下表の評価項目及び評価基準により審査を行う。

評価項目	配点	審査視点
企画提案内容		
実施方針 (業務理解)	10点	・本事業の目的や業務内容を理解しているか ・提案内容が仕様書に沿っているか
企画提案 (企画性①)	15点	・本業務の目的達成のために出演団体の演目について適切かつ効果的な演出となっているか
企画提案 (企画性②)	15点	・具体的で、実現性の高い提案となっているか
企画提案 (広報手段)	15点	・「北海道・東北ブロック民俗芸能大会」について、チラシ等が来場意欲に繋がる効果的なデザインとなっているか
企画提案 (独創性)	15点	・仕様書に記載されていない活用可能な提案や、独創的な工夫があり、魅力的な提案となっているか
事業経費	10点	・事業経費は適正であるか
業務遂行能力等		
業務体制	10点	・業務を実施する上で十分な体制であるか
業務実績	10点	・本業務と類似業務の活動実績があるか

計 100点

1.2 企画提案書を失格とする事項

次のいずれかに該当する企画提案書は失格とする。

- (1) 募集要領等で示す条件に違反した企画提案書
- (2) 虚偽の内容が記載されている企画提案書
- (3) 審査委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接又は間接的に求めた者が提出した企画提案書

1.3 契約に関する事項

(1) 仕様書の協議

本業務の仕様書は、業務委託予定者が提出した企画提案書等の内容を反映し、業務委託予定者と委託者による協議のうえで決定するものとする。

(2) 契約金額の決定

上記(1)に基づき改めて見積書を徴収し、見積限度額を超えないことを確認した上で契約締結するものとする。

(3) 契約保証金について

契約事業者は、福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第228条の規定により契約保証金を納めるものとする。ただし同規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部または一部の納

付を免除する。

(4) 評価内容の担保

企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、委託者は契約の相手方に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とすることができる。

(5) その他

この手続きに参加した者が、参加資格のいずれかを満たさないこととなった場合、又は見積徴取の結果、契約締結に至らなかった場合は、審査結果において総合評価が次点であった者と契約の協議をする。

1.4 その他の事項

- (1) 業務上で制作したデザイン、映像データ、その他の制作物の著作権等一切の権利はモチーフの使用も含め委託者に帰属する。
- (2) 成果品は、委託者が必要に応じて編集の上、上映やホームページ等への掲載等で随時使用することができるものとする。また、出演団体においても、委託者が許可する範囲内で、成果品を使用することができるものとする。
- (3) 委託者および関係者と連絡を密にし、事業が万全にできるよう調整を行うこと。また、事業の実施に関して疑義が生じた場合は、必要に応じて委託者と受託者が協議して定めるものとする。

1.5 問合せ先及び提出先

〒960-8688 福島県福島市杉妻町2番16号（西庁舎4階）

福島県教育庁文化財課内 担当：長久保

電話：024-521-7787

FAX：024-521-7974

メール：k.bunkazai@pref.fukushima.lg.jp